

5. 森林吸収源対策

京都議定書で森林吸収源と認められる森林(京都議定書3条3項、4項)

京都議定書で認められる森林は、1990年以降の人為活動が行われた森林で、「新規植林」、「再植林」、「森林経営」によるもののみ。新たな森林造成の可能性が限られている我が国においては「森林経営」による吸収量が大宗を占めることになる。

○ 新規植林: 過去50年来森林がなかった土地に植林

対象地域はごくわずか



1962年



1990年



2012年

○ 再植林 : 1990年時点で森林でなかった土地に植林

対象地域はごくわずか



1962年



1990年



2012年

○ **森林経営**: 持続可能な方法で森林の多様な機能を十分に発揮するための一連の作業

人為活動の確保が課題



1962年



1990年



2012年

※ 過去に植林を進めてきた国については、新たな土地に植林する余地は乏しいが、これからも温暖化対策に貢献しうる点を評価し「森林経営」も組み込むこととされた。

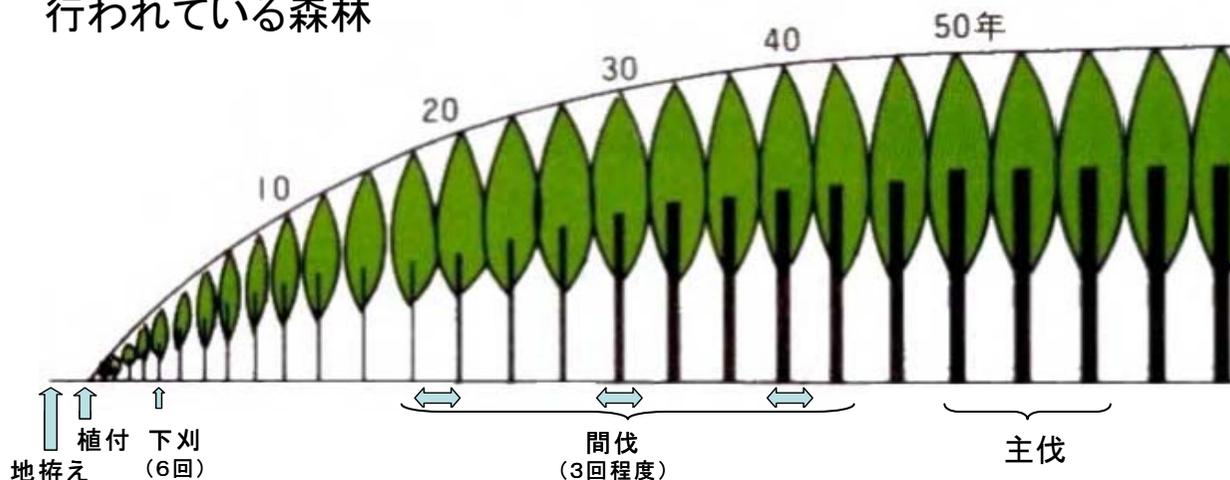
●我が国の森林経営の考え方とその対策の方向

森林吸収源として京都議定書上の算入の対象になるのは、全森林のうち「森林経営」されているものに限定される。我が国の森林経営の考え方については、京都議定書等に基づき、森林経営の現状等を踏まえ、育成林、天然生林について、以下のように整理。
(平成18年8月30日に条約事務局へ考え方を報告)

<森林経営の考え方>

育成林

「森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業(更新(地拵え、地表かきおこし、植栽等)、保育(下刈、除伐等)、間伐、主伐)」が行われている森林



天然生林

「法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置」が講じられている森林

<対策の方向>

間伐等の森林整備を推進し、森林経営対象森林の割合を増やす。

保安林指定を推進するなど保護・保全措置がとられている天然生林を増やす。

● **1300万炭素トン確保のため追加整備が必要な森林面積(試算)**
(2005年時点で見込まれる「森林吸収源算入対象森林」と当該森林における吸収量)

1300万炭素トン確保のためには、110万炭素トンの更なる確保が必要。

○ 育成林～実地調査等により、樹種別、齢級別に「森林吸収源算入対象森林」の割合を把握～

① 1990年(H2)以降間伐等の手入れがされており、第1約束期間最終年の2012年(H24)までに新たな森林施業を行わなくても「算入対象森林」となるもの
450万ha

② 現在の森林整備状況を踏まえ、現行の予算水準を前提に、新たな森林・林業基本計画に基づく森林づくりなど、コストダウンを図りながら、間伐等の手入れを行うこと
によって、2006～2012年(H18～24)の7年間で「算入対象森林」となるもの
225万ha

450万ha+225万ha
=675万haにおける炭素吸収量 : **910万炭素トン**

○ 天然生林

法令等に基づく伐採・転用規制等保護・保全措置がとられている面積

・2008年(H20)までに国有林を中心として保安林面積の拡大に最大限努力し、現在の見込みの590万haから70万haを追加(合計:660万ha)

660万haにおける炭素吸収量 : **280万炭素トン**

110万炭素トン
の更なる確保が必要

$$1300 - (910 + 280) = 110$$

毎年20万ha、
6年間で120万haの
森林整備の追加が必要

地球温暖化防止森林吸収源対策の取組の現状

京都議定書森林吸収目標(1300万炭素トン)の達成のためには、平成19年度以降6年間に毎年20万ha(計120万ha)の追加的な森林整備(間伐)が必要

●平成19年度における取組

森林吸収目標の達成に向け、対策の初年度である平成19年度において、平成18年度補正予算を併せ、23万haに相当する追加予算(765億円)を計上。

① 平成18年度補正予算 530億円 【概ね15万haの整備】

災害に強い森林づくりに向けた間伐等を緊急的に実施

② 平成19年度当初予算 235億円 【概ね8万haの整備】

○ 省を挙げた森林吸収源対策の加速化

- ・ 林野公共予算における森林整備への重点化 (65億円)
- ・ 水産基盤整備事業と連携した「漁場保全の森づくり事業」 (100億円)
- ・ 農業農村整備事業と連携した「農業用水水源地域保全整備事業」 (50億円)

○ 美しい森林への再生モデル事業の創設 (20億円)

未整備森林の解消に向けた、定額助成方式によるモデル的な取組

(参考)間伐の具体的実施に向けての取組

森林整備の担い手の確保

【緑の雇用対策(H15~)】

I・Uターン者等が森林整備の担い手として必要な専門技能を習得するため、雇用しようとする森林組合等林業事業者で研修を実施。



(技能研修)



低コスト・高効率な作業システムの普及・定着

(作業路網の整備)



林業機械が通れる道幅の作業路



(間伐作業の機械化の推進)



スイングヤーダ (集材)

プロセッサ (造材)



ハーベスタ (伐木+造材)

フォワーダ (集材)

森林組合等の長期受託を通じた間伐の推進

